

## 第5回 著作権教育実践応募事例に関する選考委員コメント

### 1 岡山県 津山市立弥生小学校

#### 著作権を守ろう

- ・「使ってはいけない」から「許可を求める」指導は評価する。他の先生方の活用を考慮していることも良い。ただし、この教材を他校で作成できるのか、一般的とはいえない。
- ・身近なキャラクターを使って、創作時の他人の気持ちを考えさせる事は大変有効である。
- ・児童は物事の善悪を一方向的に判断してしまうことがあるので、本実践のように著作権者と著作物利用者のそれぞれの立場から考えさせる手立ては効果的である。また、教材や指導細案を作成することで、他の教師が利用しやすくなり、著作権教育の普及に貢献する実践であると思う。ブログを扱うことは、今日的な題材として適していると思うが、実践した学級の児童の実態は、ブログについての知識や利用の経験が低いようである。擬似的にブログを制作するなどして、自分に関係のあることとして考えさせる工夫があると更によいと思う。
- ・指導案も分かりやすいし、授業中の児童の反応・変化もよく分かる。学年別の教材開発もよい。
- ・教材を工夫し、効果的に用いて教育実践に反映している。実践報告においても、児童の状況や変容の様子が詳しく記されており、他の教育実践等にも参考となる報告である。
- ・小学校段階においては法律そのものの理解よりも、法律の根拠となっている社会正義や道徳に関する考え方を養う時期である。本実践を通じて、著作権教育が児童のモラルを涵養する上で好適な題材となることが示された。
- ・3年／4年では、キャラクターを使用して児童の興味を上げている。
- ・実際に窓口担当者と話をしていることは大変評価できる。
- ・この取り組みは、逆に、キャラクターの許諾がどうなっているのだろうか。
- ・指導案もしっかりしていて、他校が取り組みやすい内容になっている。
- ・子どもにとって、自然に著作権の精神に気付くように構成されている優れた実践。
- ・CRICにリアルタイムに電話をして、子どもの興味・関心を引き出している。
- ・著作者と利用者の両方の立場で考えさせている。
- ・自作教材を作成し、校内の他の教師にも使用できるようにしている。
- ・アンパンマンという身近な題材を取り上げ、楽しくかつ子どもたちに考えさせる手法が良い。作者であるやなせたかしさんの“思い”を伝えて、著作物を大切にすることを考えさせている点を評価。
- ・小学校3年生から6年生まで学校として、取り組んでいること評価できる。また、指導案など資料も充実している。